

特別養護老人ホーム清心苑運営規程

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人清心会が、介護保険法による指定介護老人福祉施設事業を実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

入所者が可能な限りその居宅における生活への復帰を念頭において、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入所者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

第3条（運営方針）

本事業において提供する施設サービスは、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 入所者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行うものとする。
- 3 施設サービスの提供は、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 4 施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 事業所は自らその提供する施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 6 次に定めるとおりの職員配置をしなければならない。
 - (1) 日中については、ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (2) 夜間及び深夜においては、2ユニットごとに1人以上の介護職員又は看護職員を配置すること。
 - (3) ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置すること。

第4条（事業所の名称等）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム清心苑
- (2) 所在地 大垣市矢道町1丁目303番地

第5条（職員の員数）

介護老人福祉施設事業を実施するため、次の職員を置く。

職種	計	常勤	非常勤	専従	業務内容	資格
				兼務		
管理者	1	1	0	兼務	業務の総括	施設長
介護職員	74	54	16	専従	生活上必要な介護の提供	介護福祉士 31人
		4	0	兼務		初任者等 43人
介護支援 専門員	2	2	0	専従	居宅介護サービス計画の作成	介護支援専門員 2人
生活相談員	2	2	0	専従	日常生活に必要な全ての相談	社会福祉士 1人 社会福祉主事 1人
看護職員	6	2	4	専従	健康管理等看護の提供	看護師 3人
						准看護師 3人

機能訓練 指導員	2	2	0	兼務	機能訓練の提供	理学療法士 看護師
管理栄養士 栄養士	2	2	0	兼務	食事の栄養管理と提供	管理栄養士 栄養士
歯科衛生士	1	1	0	専従	口腔機能維持管理	歯科衛生士
事務職員	6	6	0	兼務	必要な事務	
医師	1	0	1	兼務	医学的管理	

第6条（入所定員）

入所定員 160名 （16ユニット×10名）

第7条（介護老人福祉施設介護の内容）

特別養護老人ホーム清心苑では、入所者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって介護サービスを提供するものとし、常に入所者の家族との連携を図りながら、次のサービスの提供を行うものとする。

- ① 栄養並びに利用者の心身状況を及び嗜好に考慮した食事の提供。
- ② 1週間に2回以上の入浴。
- ③ 排せつの自立について必要な援助。
- ④ 離床・着替え・整容その他日常生活の上の世話。
- ⑤ 日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練。
- ⑥ 常に利用者の健康状態に注意するとともに、健康維持のための適切な措置。
- ⑦ 適宜に利用者のためのレクリエーションの実施。
- ⑧ 利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助。
- ⑨ その他、利用者の生活向上のための必要な援助
- ⑩ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、その発生を防止するための体制を整備しなければならない。

第8条（利用料の受領）

特別養護老人ホーム清心苑を利用した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである時は、負担割合証に応じた負担額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に入所者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に、不合理な差額が生じないようにするものとする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収するものとする。

(1) 電気製品使用料

個人専用で使用される電気製品の電気使用料

1 電気製品、1日あたり 50円

<例> テレビ、ビデオ、電気毛布、電気アンカ、電気ストーブ、ドライヤー、扇風機等

(2) 事務手数料

○契約者が施設でお過ごしになる中で発生する事務的な経費の一部ご負担いただきます。

利用料金:1日あたり 50円

※入院及び外泊の期間も料金が発生します。

○現金管理総括責任者:事務長

○担当者:事務員、生活相談員、介護支援専門員

(3) 理髪・美容費

希望者に対して実施する調髪、顔剃り、洗髪、毛染め等の費用

1回あたり 要した費用の実費

(4) クリーニング費

希望者に対して実施する私物のクリーニング費用

1回あたり クリーニング業者に要した費用の実費

(5) クラブ活動費

希望により実施するクラブ活動等の活動費

1回あたり 要した費用の実費

(6) 日常生活上必要となる諸費用

日常生活用品の購入代金等、日常生活に要する費用で入所者の負担が適当であるものに
係る費用

1回あたり 要した費用の実費

(7) 施設の標準献立以外に提供する食事費

希望者に対して実施する、嗜好として特別に希望する食事や飲み物類の提供に係る費用

1回あたり 要した費用の実費

(8) 居住費、食費

・居室の使用料並びに食費は下記のとおりとする。

利用者負担段階	居住費	食費
第1段階	880円	400円
第2段階	880円	490円
第3段階①	1,370円	750円
第3段階②	1,370円	1,460円
第4段階	2,066円	1,780円

※ 食費には、おやつ代を含む。

・居住費は、入院・外泊をされた場合も徴収する。

(9) 医療費

当施設による健康管理や療養指導以外の医療保険適用による必要な費用

4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第9条（入所手続きの説明及び同意）

施設サービスの提供にあたっては、あらかじめ、入所申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の入所申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について入所申込者の同意を得るものとする。

第10条（入退所）

特別養護老人ホーム清心苑は、身体上又は精神上著しい傷害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者に対し、施設サービスを提供するものとする。

2 特別養護老人ホーム清心苑は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒むことはできないものとする。

- 3 入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合には、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じることとする。
- 4 入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努め、別に定める清心苑入所決定に関する事務処理規程に基づく入所検討委員会の決定を受けるものとする。
- 5 特別養護老人ホーム清心苑は、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者及びその家族の希望、その者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。

第11条（身元引受人）

入所が決定したものは、入所の際、成年者で独立の生計を営むものを身元引受人に定め、別に定める契約書により、利用者と連名で管理者と契約を締結するものとする。

第12条（利用者の心得）

利用者は相愛互助の精神を持って、社会的規範を守り自らも健全な共同生活の運営に努めるとともに、清心苑の諸規定を守り、職員の好意的指導に従い、自らの生活及び機能の向上を図るものとする。

第13条（禁止行為）

入所者は、施設内で次の行為をしてはならない。

- (1) 決められた場所以外で喫煙すること。
- (2) サービス従事者又は他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うこと。
- (3) その他決められた以外の物品を持ち込むこと

第14条（非常災害対策）

施設介護の提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は入居者の避難等適切な措置を講ずる。又、管理者は避難計画を作成し、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも6ヶ月に1回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第15条（身体拘束の禁止）

事業者は、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために緊急やむを得ない場合を除いて、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。緊急やむを得ない場合には、家族に連絡し、同意を得る。

第16条（虐待防止の為の措置）

事業者は、契約者の人権の擁護・虐待の防止等のため、次の設置を講ずる。

- (1) 虐待防止に関する責任者の選定及び設置
責任者 施設長：佐久間 弘幸
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修実施

第17条（緊急時における対応方法）

入所者の病状に急変が生じた場合は、速やかに嘱託医師に連絡をとり、指示を得て対処するものとする。

第18条（事故発生時の対応）

入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに当該入所者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 入所者に対する介護福祉施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、損害賠償を行うものとする。
- 3 事故が発生又は再発することを防止するため、次の措置を講じなければならない。
 - (1) 事故が発生した場合の対応並びに次に規定する報告の方法等が記載された事故発生防止のための指針を整備すること。
 - (2) 事故が発生した時又はそれにいたる危険性がある事態が生じた時に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会及び介護職員その他の従業者に対する研修を定期的に行うこと。

安全対策担当者 施設長：佐久間 弘幸

第19条（記録の整備）

特別養護老人ホーム清心苑は、従業者、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

- 2 前項の外、入所者に対する施設サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

第20条（苦情処理）

特別養護老人ホーム清心苑は、入所者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、相談窓口の設置など、必要な措置を講じるものとする。

- 2 提供したサービスに関して、市町村が行う文書などの提出や提示の求め又は当該市町村からの質問や照会に応じるほか、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査にも協力するものとする。市町村から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。
- 3 利用者からの苦情に関して、国民健康保健団体連合会が行う調査に協力するものとする。又自ら提供した施設介護サービスに関して国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、それに従って必要な改善を行うものとする。

第21条（サービス利用に当たっての留意事項）

利用者は、サービスの利用に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 第8条に規定する利用料等を滞納しないこと。
- (2) 利用者が他の利用者や従業員の生命・身体・財産を傷つけないこと。
- (3) 利用する施設・設備は大切に扱うこと。

第22条（衛生処理）

施設において使用する備品等を清潔に保持し、常に衛生管理に十分留意するとともに、医薬品・医療用具の管理を適切に行うものとする。

2 感染症対策体制の徹底

施設において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のため、「感染症等対策委員会」を毎月定期的開催し、その結果を介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 当施設における感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための指針を整備する。
- (3) 当施設において、介護職員その他の従業者に対し、感染症又は食中毒の予防及び蔓延防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 上記に掲げるものの他、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対

処等に関する手順に沿った対応を行うこと。

第23条（地域と連携）

介護老人福祉施設事業の運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流に努めるものとする。

第24条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人清心会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年6月19日から施行する。

この規程は、平成30年2月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年6月19日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年10月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年8月1日から施行する。